

## 第6期加古川市障害福祉計画及び第2期加古川市障害児福祉計画（素案） に係るパブリックコメントの実施について

### 1 概要

第6期加古川市障害福祉計画及び第2期加古川市障害児福祉計画（以下「計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、国の定める基本指針に基づき、成果目標を設定し、その目標達成に必要な障害福祉サービス等の見込量、その見込量の確保のための方策を定めようとするものです。

このたび、附属機関である「加古川市障害者施策推進協議会」の意見等を踏まえながら、計画(素案)をとりまとめました。

つきましては、市民の意見を反映した計画とするため、下記のとおりパブリックコメントを実施します。

### 2 パブリックコメントの実施内容

1) 実施期間 令和2年11月4日（水）から12月3日（木）まで

2) 閲覧場所 市内31箇所及び市ホームページ

（市役所障がい者支援課(本館1階)、市役所市民ロビー(新館1階)、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ、人権文化センター、総合文化センター、ウェルネスパーク、各子育てプラザ、こども療育センター、福祉部各課、各公民館、加古川総合福祉会館、障がい者基幹相談支援センター

3) 閲覧図書等

計画（素案）、意見提出用紙

4) 意見を提出できる方

- ・加古川市内に在住、在勤、在学の方
- ・加古川市内に事務所を有する個人、法人及びその他の団体、納税義務者
- ・パブリックコメント手続きに係る案件に利害関係のある方

5) 意見等の提出方法

閲覧場所での意見受付及び市役所障がい者支援課への郵送、ファックス及び電子メールでの意見受付を行います。

6) ご意見に対する考え方の公表

いただいたご意見については、市の考え方を整理し公表します。

以上